

山 総 第 3 5 8 号

令和7年(2025年)5月13日

山陽小野田市議会事務局長 様

山陽小野田市総務部長

一般質問等に係る議員の対応に関する申入れについて

平素は、市政発展に御尽力いただいておりますこと、厚くお礼申し上げます。

さて、一般質問の答弁書作成に当たりましては、一般質問通告書の内容及び通告書が出された後の議員への聞き取りを行うことにより、的確な答弁書作成に努めているところです。

しかしながら、通告書の内容や聞き取り時の議員の意図が不明確であるために回答作成に苦慮するとともに、聞き取り後に質問の意図や内容が変わり、質問と回答がかみ合わない状況が見受けられます。

また、聞き取り後に一般質問で使用したいという理由で関係資料の提供を個人的に求められることもあり、職員の負担が増えています。

つきましては、一般質問に係る議員の対応について、下記の事項を申し入れますので、御対応いただきますようお願いいたします。

記

- ① 一般質問通告書の質問要旨や質問事項を詳しく示すこと。
- ② 一般質問の聞き取り時に、質問の意図などを明確にしておくこと。
- ③ 一般質問の当日に議員が提出する資料は、聞き取りまでに提出すること。
- ④ 一般質問の聞き取り後に、質問の内容を変更しないこと。
- ⑤ 一般質問に関係する資料の提供は、ルールに則り、議会事務局を通じて依頼すること。
- ⑥ 通告書とかけ離れた一般質問をしないこと。
- ⑦ 議案と全く関係のない質疑は行わないこと。
- ⑧ 予算議案の審議において、予算議案と関係のない一般質問のような質疑はしないこと。

